

「滋賀のめざす特別支援教育ビジョン(実施計画)」の策定について

1 実施計画の策定

滋賀のめざす特別支援教育ビジョン(基本ビジョン)(H27.3 策定)に基づく実施計画を、本年度中に策定する。

(1) ポイント

- 第 2 期滋賀県教育振興基本計画に基づきインクルーシブ教育システムの構築をめざした本県ならではの取組を推進するとともに、きめ細かな就学・進路指導を通じた社会的・職業的自立の実現を進めるための計画とする。
- 「基本理念」に基づき、7 つの柱(観点)に沿って策定する。
- 策定にあたっては、市町教育委員会や特別支援学校と意見交換しながら進める。

(2) 7 つの柱(観点)とその主な内容

① 共に学ぶ

インクルーシブ教育システムの構築に向けて、障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶことを推進(「地域で共に学ぶ」体制づくり等)。

② 適切な就学相談

子ども一人ひとりの障害に応じた望ましい学びの場が柔軟に選択(見直し)できるよう、適切な就学相談を推進(統一的指標の作成や就学相談担当者の専門性の向上等)。

③ 教員の資質能力向上

障害のある子どもの障害の状態や教育的ニーズに応じたきめ細かな指導が行えるよう、教員の資質能力を向上(教員研修の充実と特別支援学校教諭免許状の取得率向上等)。

④ 発達段階に応じた指導

発達障害を含む障害のある子ども一人ひとりの持てる能力の伸長を図り、その豊かな成長を促すために、各学校園等での発達段階に応じた指導を充実(関係機関との連携促進や個別の指導計画の活用等)。

⑤ 教育環境の整備・充実

合理的配慮の検討や基礎的環境整備の推進のため、発達障害のある児童生徒への指導体制の構築を含めた小中高等学校および特別支援学校の教育環境の整備・充実(「副次的な学籍」や「分教室」といった新たな仕組み作り等)。

⑥ 教育における役割分担

インクルーシブ教育システムの構築に向け、県と市町とが役割を分担しながら、取組が円滑に進められるよう連携協力を推進(市町との共同研究等)。

⑦ 社会的・職業的自立

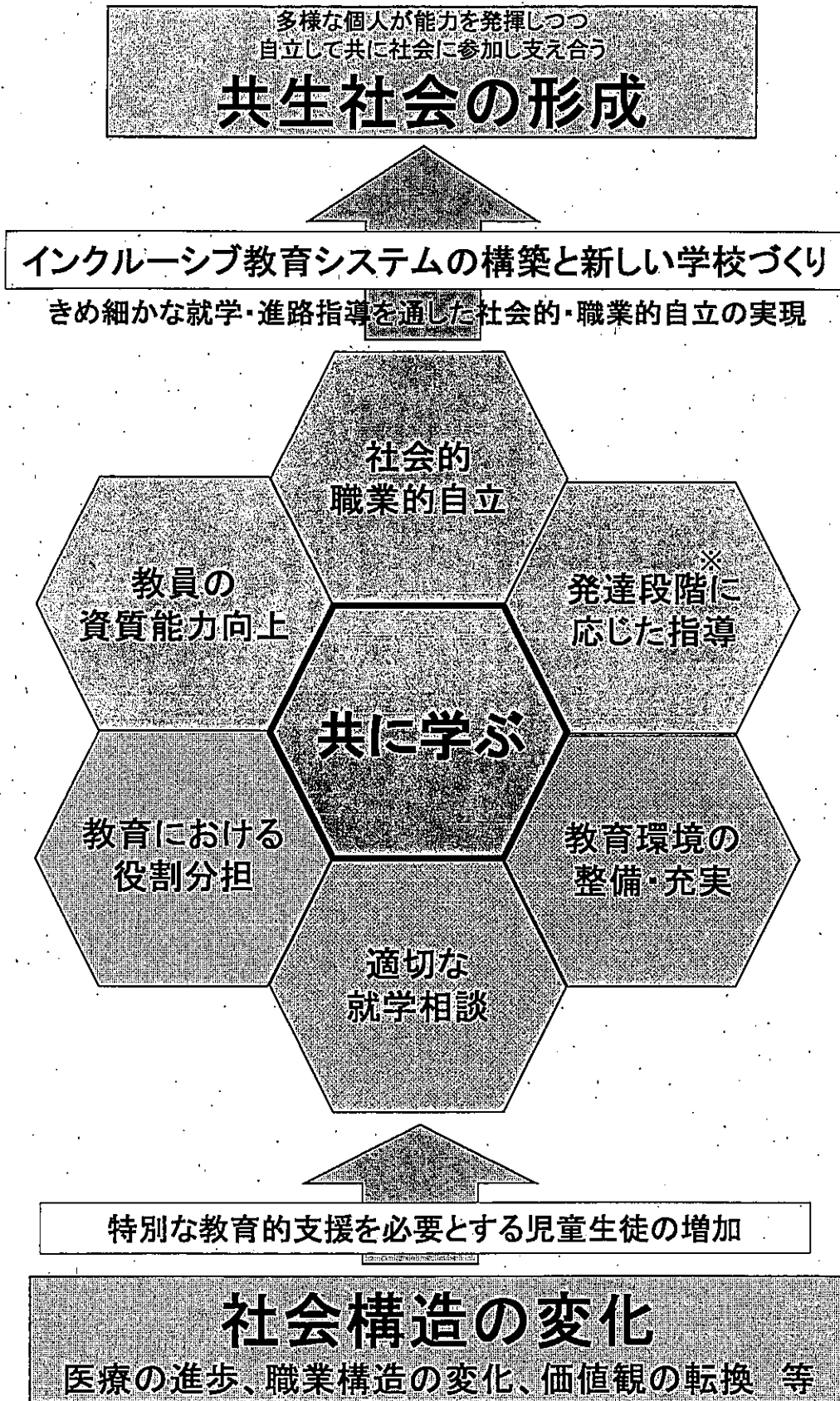
障害のある子どもが、日常生活や社会生活の技能や習慣を身に付け、社会参加のための知識、技能および態度を養うことができるよう指導の充実と環境の整備を促進(特別支援学校の教育課程の見直しと新たな学科の設置等)。

2 策定スケジュール

平成 27 年 6 月	常任委員会(策定スケジュール等説明) 市町教育委員会および特別支援学校長との意見交換
平成 27 年 8～9 月	実施計画骨子(案)の作成
平成 27 年 10 月	常任委員会(実施計画骨子(案)説明) 市町教育委員会および特別支援学校長との意見交換
平成 27 年 10～11 月	実施計画(原案)の作成 市町教育委員会および特別支援学校長との意見交換
平成 27 年 12 月	常任委員会(実施計画(原案)の説明)
平成 28 年 3 月	常任委員会(実施計画(案)の説明) 実施計画の策定

基本ビジョンの構成イメージ

図1



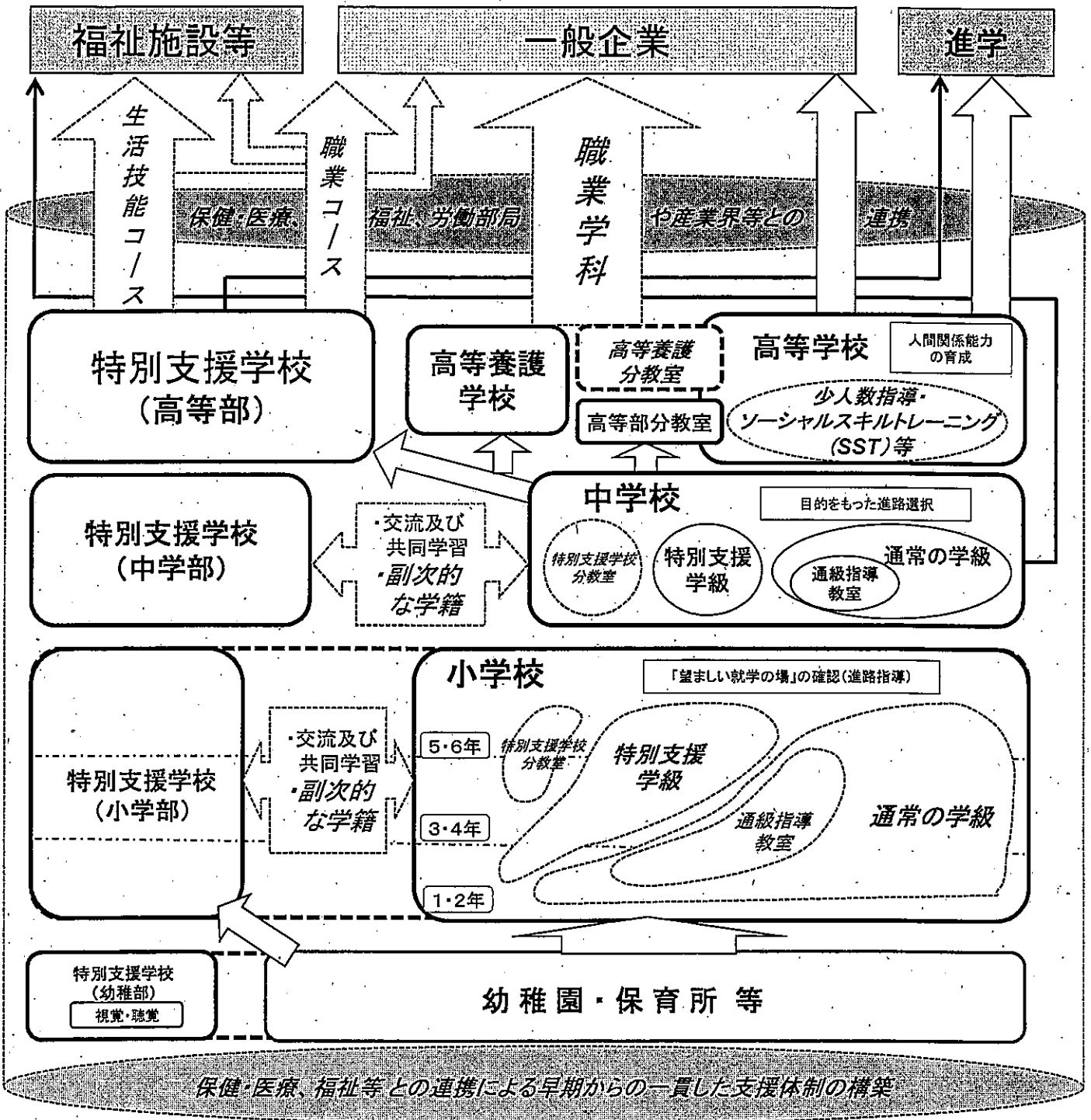
※「発達段階」は、生活年齢と発達年齢の双方の意味を含む

基本ビジョンにおける各校園等のイメージモデル

図2

基本的考え方 ~きめ細かな就学・進路指導を通じた社会的・職業的自立の実現~

- 障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶ
 - 障害の重い子どもも含めて、可能な限り地域の学校で学ぶことをめざす
- 一人ひとりの子どもが、自らの障害に応じて社会的・職業的に自立する
 - 日常生活や集団生活に必要な力を身に付け、障害や適性に応じた進路を選択する



※斜体および破線部分は、今後の研究テーマを示す
 ※「交流及び共同学習」は学校間だけではなく、同一校内での学級間での取組も含まれる